

健康な暮らし

～知っておきたい国民

介護保険

高齢化が進み、介護を必要とされる方は増加し続けています。一方、核家族化などにより家族だけで介護していくことは難しくなっています。

介護保険は、加入者のみなさんがお金（介護保険料）を出し合い、介護が必要になった時に認定を受けてサービスを受ける制度です。

65歳以上の方の介護保険料

・所得により保険料が決まります

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得段階	生活保護の受給者、 老齢福祉年金受給者で町県民税世帯非課税	世帯全員が町県民税非課税	本人が町県民税非課税	本人が町県民税課税で合計所得金額200万円未満	本人が町県民税課税で合計所得金額200万円以上
平成17年度年間保険料	15,000円	22,500円	30,000円	37,500円	45,000円

・保険料の納めかた

年金の受給額が年間18万円以上の方	昭和14年4月1日までに生まれた方	年金の確定支払い（年6回）の際に保険料があらかじめ天引きされます。
	昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた方（65歳になった方）	7月から9月までの3回は納付書で納め10月からは年金確定支払いの際に、保険料があらかじめ天引きされます。
- 年金の受給額が年間18万円未満の方 - 老齢福祉年金、遺族年金、障害年金のみを受給している方		納付書で納めます。（口座振替もできます）

光町に転入された方 平成17年度の途中で65歳になる方

この場合17年度の保険料は月割りで計算し、納付することになります。

また、翌年（平成18年）9月までは納付書で納め、年金の受給額が年間18万円以上の方は、平成18年10月の年金から天引きされます。

税の一句

広げよう明るい社会納税で
笑顔の似合う住み良い町を

問合せ 税務課課税班 ☎ 1213

納期限

8月1日(月)は、固定資産税第2期分、国民健康保険税全期・第1期分、介護保険料全期・第1期分の納期限です。納め忘れのないようお早めに。